三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　町は、市場で流通していない空き家の利活用のため改修工事等を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、空き家の利活用を促進することを目的として本補助金を交付する。

（本補助金の交付）

第３条　本補助金は、別表の１の項に掲げる建築物（以下「補助対象物件」という。）について、同表の２の項に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う同表の３の項に掲げる者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

２　本補助金の額は、補助対象事業に要する同表の４の項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に２分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同表の５の項に掲げる額を限度とする。

３　補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、同表の６の項に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（交付の申請）

第４条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(１)　事業計画書及び収支予算書（様式第２号）

(２)　改修工事に係る図面及び見積書の写し

(３)　改修前の現況写真

(４)　登記事項証明書等補助対象物件の所有者が分かる書類

(５)　住民票の写し（別表の３の項の(１)②又は③に該当する場合は、その所在地が確認できる書類）

(６)　補助対象物件の売買契約書、賃貸契約書又は媒介契約書の写し（申請者が所有者でない場合に限る。）

(７)　誓約書（様式第３号）

(８)　その他町長が必要と認めるもの

２　補助対象事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定

にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額で交付申請をすることができる。

（本補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地を調査した上で、本補助金の交付の可否を決定し、その旨を三朝町空き家利活用流通促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前条第２項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（事業の変更）

第６条　申請者は、前条の規定により交付の決定を受けた事項を変更しようとするときは、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金変更交付申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　事業変更計画書及び収支予算書（様式第６号）

(２)　改修工事の変更に係る図面及び見積書の写し

２　町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、その内容について承認したときは、その旨を三朝町空き家利活用流通促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第７条　本補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、本補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（実績報告）

第８条　規則第17条の報告（以下「実績報告」という。）は、補助対象事業の完了後30日以内又は本補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　実績報告は、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(１)　事業報告書及び収支決算書（様式第２号）

(２)　領収書の写し

(３)　改修内容の分かる図面、写真等

(４)　所有権移転登記後の登記事項証明書（補助対象物件を売買により取得する場合）

(５)　町内転入後の住民票の写し（別表の３の項の(１)①に該当する者のうち、申請時に町内に住民登録がない者の場合に限る。）

(６)　その他町長が必要と認めるもの

３　補助対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除

税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控

除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなけれ

ばならない。

４　補助対象事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額

が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税

額）を超えるときは、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報

告書（様式第９号）により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応

する額を町に返還しなければならない。

（交付の決定の取消）

第９条　町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付している場合は、その全部又は一部を返還させることができるものとする。

(１)　補助対象事業完了後10年以内に対象物件を取り壊したとき。

(２)　補助対象事業者が、本補助金に係る空き家を改修後10年未満で利活用をしなくなったとき。

(３)　不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

(４)　交付の決定の内容又はこの要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和２年10月13日から施行し、令和２年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この改正は、令和３年７月12日から施行し、同日以後に交付申請のあった本補助金について適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助対象物件 | 次のいずれにも該当する建築物①　町内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅及び重層長屋を除き、店舗等併用住宅を含む。）②　交付申請する日から遡って１年以上（不動産事業者が媒介等契約若しくは仲介契約を締結し、若しくは所有しているもの又は同日前１年以内にそれらの状態であったものにあっては、２年以上）利用がない空き家③　三朝町空き家・空き地バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録し、又は登録する予定のある空き家 |
| ２　補助対象事業 | 空き家の利活用に必要な改修工事（母屋の改修工事に伴って実施する場合には、土蔵、倉庫、車庫等の附帯建築物の改修工事を含む。） |
| ３　補助対象事業者 | （１）補助対象物件を所有、賃貸借又は購入する次のいずれかの者（当該建築物の共有者である場合においては、他の共有者全員の同意を得られた者に限る。）①　町内に在住する個人（工事完成後３ヶ月以内に町内に移住する者を含む。）②　町内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体③　町内に本店を置く事業者（個人事業者を含む。）④　町外に在住する個人（相続により補助対象物件を所有するに至った者に限る。）（２）次に掲げる者は、本補助金の対象としない。①　町税の滞納がある者又はその滞納解消に取り組んでいない者②　宗教上の組織又は団体の宗教活動に関連する者③　政治団体④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）及び三朝町暴力団排除条例（平成24年三朝町条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者　⑤　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号。以下「風営法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業その他公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営む者⑥　前各号に掲げるもののほか、本補助金の目的に照らして適当でないと町長が判断するもの |
| ４　補助対象経費 | ①　給排水設備、空調設備、電気設備、内外装改修工事費用（家電、造り付けでない家具や棚等に要する費用は除く。）②　補助対象事業者が自ら実施する場合に要する材料の購入費用③　住宅以外の用途に転用する場合において、法令適合のために要する経費④　設計等費用⑤　家財道具の撤去処分費用⑥　外構整備費用　④から⑥までに掲げる費用は①から③までに掲げる費用に附帯し、その合計額は①から③までに掲げる費用の合計額の２分の１の額を限度とする。 |
| ５　補助限度額 | ①　住宅として活用する場合　１戸当たり900,000円②　住宅以外の用途（主としてシェアハウス、ゲストハウスその他これらに類する用途をいう。）として活用する場合　１戸当たり1,500,000円 |
| ６　補助要件 | 次の全ての要件を満たすこと。①　改修後、10年以上利活用に供すること。②　住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。（ただし、公序良俗に反するもの及び風営法第２条第１項に掲げる営業を営むものへの転用はすることができない。）③　補助対象事業者自らが入居する場合を除き、事業実施期間内において賃貸・売買等に係る契約、媒介契約若しくは仲介契約を締結し、又は、空き家バンクに登録すること。④　本補助金以外の補助金の交付を受けて改修を行っている空き家に係る経費を除くものとする。ただし、本補助金以外の補助金の交付の対象となる経費を明確に区別することができ、補助対象経費との重複がない場合は、この限りではない。⑤　建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していないこと。 |

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

三朝町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　 　印

電話番号

三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を下記のとおり受けたいので、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第４条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 三朝町空き家利活用流通促進事業 |
| 算定基準額（見込み） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 添付書類 | （１）事業計画書及び収支予算書（様式第２号）（２）改修工事に係る図面及び見積書の写し（３）改修前の現況写真（４）登記事項証明書等、補助対象物件の所有者が分かる書類（５）住民票の写し（別表３の項の（１）の②又は③に該当する場合は、その所在地が確認できる書類）（６）補助対象物件の売買契約書又は賃貸契約書又は媒介契約書の写し（申請者が所有者でない場合）（７）誓約書（様式第３号）（８）その他町長が必要と認める書類 |

様式第２号（第４条関係、第８条関係）

事 業 計 画（報 告） 書 及 び 収 支 予 算（決 算） 書

１　事業計画（報告）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業の区分 | 　□住宅として活用　　□住宅以外の用途に転用 |
| 空き家バンク登録（予定）日 |  |
| 空き家 | 所在地 | 　三朝町 |
| 使用者氏名 | 　 |
| 使用者住所 | 　 |
| 物件の規模 | 　構造：　木　・　非木　造　　　　規模：地上　　階建 |
| 工事実施期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 見積額（実績額） | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費（Ａ） | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額（決定額）（Ａ）×1/2（上限：住宅900,000円　非住宅1,500,000円） | 　　　　　　　　　　　　　　　　円（1,000円未満切り捨て） |

２　対象物件の所有者（購入・賃借の場合に記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 連絡先 |  |
| 備　考 | 補助対象物件の売買契約日　　　　　　　　年　　月　　日補助対象物件の賃貸借契約期間　　　　　　年　　月　　日 |

３　収支予算（決算）

（収入）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備　考 |
| 町補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

（支出）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備　考 |
| 改修工事費 |  |  |  |  |
| 設 計 費 |  |  |  |  |
| 家財撤去処分費 |  |  |  |  |
| 外構整備費 |  |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

様式第３号（第４条関係）

誓約書

　三朝町空き家利活用流通促進事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約いたします。

１　三朝町空き家利活用流通促進事業補助金要綱別表の６の項に掲げる要件を全て満たしていること。

２　個人による申請のうち、申請時に町内に住民登録がない場合にあっては、工事完了後３ヶ月以内に町内へ転入すること。

３　10年以内に補助対象物件の取り壊しを行わないこと。

４　10年以内に補助対象物件を売却する場合、残りの期間について譲り受ける者が本誓約書

の内容について遵守する旨を契約書等に明記すること。

５　賃貸借契約が終了し、再度空き家になった場合は三朝町空き家・空き地バンクに登録する等、新たな利活用を行うよう努めること。

６　要綱の規定を遵守し、不正な手段により補助金を受けないこと。

７　本誓約書に違反した場合は、交付決定の取消し及び補助金返還に応じること。

年　　月　　日

　三朝町長　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

様式第４号（第５条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三朝町指令　第　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三朝町長　　　　　　　 　印

三朝町空き家利活用流通促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった三朝町空き家利活用流通促進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

１　決定内容　　　交付　・　不交付

２　交付決定額　　　　　　　　　　　円

３　交付の条件

４　不交付の理由

５　その他

　（１）補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容に違反したときは、交付決定額の全部

又は一部を取り消す場合がある。

　（２）補助金申請に係る書類は、10年間保存すること。

様式第５号（第６条関係）

　　年　　月　　日

三朝町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　 　印

電話番号

三朝町空き家利活用流通促進事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け三朝町指令第　　号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更したいので、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 三朝町空き家利活用流通促進事業 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更後の額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 差引 |  |
| 変更の時期 |  |
| 変更の理由 |  |
| 添付書類 | （１）事業変更計画書及び収支予算書（様式第６号）（２）改修工事の変更に係る図面及び見積書の写し（３）その他 |

様式第６号（第６条関係）

事 業 変 更 計 画 書 及 び 収 支 予 算 書

１　対象事業の変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 変更前 | 変更後 |
| 工事変更内容 |  |  |
| 総事業費 | 　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費（Ａ） | 　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額（Ａ）×1/2（上限：住宅900,000円　非住宅1,500,000円） | 　　　　　　　　　円（1,000円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　円（1,000円未満切り捨て） |
| 事業着手日 | 　　　年　　月　　日 | 　　　年　　月　　日 |
| 事業完了予定日 | 　　　年　　月　　日 | 　　　年　　月　　日 |

２　収支計画

（収入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 変更前 | 変更後 | 備　考 |
| 町補助金 |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

（支出）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 変更前 | 変更後 | 備　考 |
| 改修工事費 |  |  |  |
| 設 計 費 |  |  |  |
| 家財撤去処分費 |  |  |  |
| 外構整備費 |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

様式第７号（第６条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三朝町指令　第　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三朝町長　　　　　　　 　印

三朝町空き家利活用流通促進事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで変更交付申請のあった三朝町空き家利活用流通促進事業補助金の交付について、次のとおり変更決定したので、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助事業等の名称　　　　三朝町空き家利活用流通促進事業

２　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　変更交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　差額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

５　その他

　（１）補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容に違反したときは、交付決定額の全部

又は一部を取り消す場合がある。

　（２）補助金申請に係る書類は、10年間保存すること。

様式第８号（第８条関係）

　　　年　　月　　日

三朝町長　様

氏　名

三朝町空き家利活用流通促進事業補助金実績報告書

　　　年　　月　　日三朝町指令第　　号による交付決定に係る事業の実績について、三朝町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 　三朝町空き家利活用流通促進事業 |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| 　円 | 円 |
| 実績 | 円 | 円 |
| 差引 | 円 | 円 |
| 添付書類 | （１）事業報告書及び収支決算書（様式第２号）（２）領収書の写し（３）改修内容の分かる図面、写真等（４）所有権移転登記後の登記事項証明書（補助対象物件を売買により取得する場合）（５）町内転入後の住民票の写し（別表の３の項（１）の①に該当する者のうち、申請時に町内に住民登録がない者の場合）（６）その他町長が必要と認めるもの |

様式第９号（第８条関係）

　　　年　　月　　日

三朝町長　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　 　印

電　話

三朝町空き家利活用流通促進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

　　　年　　月　　日三朝町指令第　　号で交付決定のあった三朝町空き家利活用流通促進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、交付要綱第８条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額）　　金　　　　　　　　　　円

２　確定額に係る補助対象経費の額　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　実績報告控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

４　確定した控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

５　補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　※４－３＞０の場合、（４－３）×（１÷２）

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告書の写し及び添付書類等）を添付すること。